

ホームレス巡回相談事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
各年度末現在における 吹田市内のホームレス数 (人)	2	1	1	1	1
吹田市内の延べ巡回日数 (日)	45	48	48	43	48
決算額 (円)	1,801,000	1,166,100	1,160,100	1,170,669	1,054,000

- 経緯

平成14年（2002年）8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年（2004年）1月から本事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け（大阪市を除く）、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の自立相談支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け（大阪市を除く）、本市は大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック（吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市）に参画しています。ホームレス数の減少とともに巡回日数は減少してきています。
- 事業内容

北大阪ブロック全体におけるホームレス等の起居する場所（各市町の河川敷や公園等）を巡回し、面接相談を実施しています。また、相談結果を踏まえ、各種施策の活用に係る助言や関係機関と連携し、自立した生活を行えるよう必要な支援、指導を行っています。
- 費用負担

大阪府及び大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会において総額が決定され、ブロックの契約担当市（平成25年度（2013年度）までは幹事市※）が契約及び支払いを行っています。平成25年度（2013年度）は、本市がブロックの幹事市として契約及び支払いを行いました。なお、当該費用は大阪府の「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に基づき、全額府補助となっていました。平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の自立相談支援事業として再編成されたため、現在は国庫負担率3/4の事業となっています。